

平成二十九年四月十日提出  
質問第二一八号

テロ等準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

テロ等準備罪の対象犯罪における予備罪および準備罪に関する質問主意書

先般提出した「テロ等準備罪の対象犯罪数に関する質問主意書」（質問第一七一号）に対する答弁書（内閣衆質一九三第一七一号。以下「答弁書」という。）では、「改正後組織的犯罪処罰法別表第四において列挙している罪の数は、犯罪行為の態様に着目して数えると」「二百七十七となっている」と示された。

この答弁書を踏まえて、以下質問する。

一 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪および予備罪の両方のあるものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

二 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪および予備罪の両方がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

三 答弁書でいう二百七十七の罪のうち、未遂罪はあるが、予備罪がないものの数とともに、その罪の名称を示されたい。

四 一から三を踏まえ、テロ等準備罪を新設する必要性について、政府の見解を示されたい。  
右質問する。